

共同接待をした場合の飲食交際費

Q : 当社は、このたびグループ各社と得意先を共同で接待します。この場合の飲食交際費はどのように取り扱われますか？

A : 共同接待で費用を分担した場合であっても、交際費等の支出があったものとされますので、その飲食費の総額を参加人数で除した金額が5,000円以下であれば、損金に算入することができます。

【解説】

交際費は、2以上の法人が共同して接待等を行い、その費用を分担した場合においても交際費等の支出があったものとして取り扱われることとされています。

したがって、共同で飲食接待をしている場合であっても、その飲食費等が1人当たり5,000円以下であれば損金算入することが認められます。

なお、この場合の1人当たり5,000円以下かどうかの判定は、飲食等にかかった費用の総額を参加人数で単純に割るだけの計算になりますので、たとえば次のような場合であっても、損金に算入することが認められます。

- ・接待する会社数：3社
- ・参加人数：接待する会社から各1名、得意先1名。合計4名
- ・飲食費の総額16,000円
- ・各社が負担する金額5,333円(16,000円÷3)
- ・1人当たりの飲食費4,000円(16,000円÷4)

ただし、保存書類に内訳の記載は必要です。

